

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的かつ安定的に維持・発揮するために必要な財政支援措置を講じるとともに、迅速な支援が行えるよう事務の効率化を図ること。

また、国有林野を公共用又は公用に供する際は、弾力的な措置を講じること。

2. 森林整備のための担い手の確保、育成事業の一層の推進を図るとともに、必要な予算を確保すること。

また、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。

3. 森林の保全や災害防止に当たっては、必要な財源を確保し、境界の明確化、間伐、路網整備、竹林整備、治山事業等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を拡充すること。

特に、間伐材の搬出が困難な地域については、伐捨間伐も補助対象とすること。

4. 病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。

5. 国産材利用を推進するため、公共施設等の木造化に対する助成など、財政支援措置を拡充するとともに、木材価格の低迷に対応した支援制度を創設すること。

また、再生可能エネルギーとして木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充すること。

6. 水源の保全を強化するため、外国資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採について、適切な措置を講じること。